

善通寺市工事請負契約設計変更ガイドライン
(建築工事)

令和 2 年 3 月

善 通 寺 市

目次

1	目的	1
2	設計変更の基本的な考え方	1
3	設計変更が可能な場合及び具体的な事例	1
	（1）契約約款第18条（条件変更等）に該当	1
	（2）契約約款第19条（設計図書の変更）に該当	2
	（3）契約約款第20条（工事の中止）に該当	3
	（4）契約約款第21条（受注者からの請求による工期延長）に該当	3
	（5）契約約款第22条（発注者からの請求による工期の短縮）に該当	3
4	設計変更ができない場合等	4
5	変更の指示・設計変更に当たっての留意事項	4
	（1）発注者の留意事項	4
	（2）受注者の留意事項	4
6	設計変更の手続き（契約約款第18条関係）	5
7	設計変更の手続き（契約約款第20条関係）	6
8	指定と任意の使い分け	7

1 目的

公共工事の発注に当たっては、個別に自然的あるいは人為的な施工条件や社会的な制約等を踏まえ、必要な調査や検討を行ったうえで発注しているが、設計図書に定められた条件が現地の条件と異なる場合や、予期できない特別な状態が発生する場合があります、このような場合、設計図書の訂正や変更が必要となる。

また、平成26年6月4日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第56号)」では、「担い手の育成と確保」を目的として、発注者の責務に「施工条件の明示、適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更」が新たに規定されたところである。

このようなことから、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、これを受注者・発注者の共通指針として、設計変更を適切に実施することを目的とし、本ガイドラインを策定する。

2 設計変更の基本的な考え方

工事の施工は、善通寺市工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)に定める設計図書(図面及び仕様書等、以下「設計図書」という。)に基づいて施工すべきであるが、やむを得ない事情により設計図書と現場等に差異が生じた場合、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、請負金額や工期に変更が生じた場合は、契約変更を行う。

ただし、建築工事等の入札時に公開している数量書(予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものをいう。)は、設計図書ではなく、参考資料として提供するものである。したがって、入札参加者は、入札前の見積時に入念に照査を行い、疑義があれば質疑書により早期に解消し工事費の算出に努めること。

なお、契約に当たり、発注者と受注者はそれぞれ対等な立場であるという相互認識が必要である。

3 設計変更が可能な場合及び具体的な事例

次のような場合においては、所定の手続を踏むことにより設計変更が可能である。

(1) 契約約款第18条(条件変更等)に該当

① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書が一致しない。(優先順位が定められている場合を除く。)

(第18条第1項第1号)

(例)

- ・ 仕様書と図面の寸法、材料名称、材料仕様の記載が一致していない場合
- ・ 天伏図と詳細図の寸法が一致していない場合 等

②設計図書に誤謬又は脱漏がある。(第18条第1項第2号)

(例)

- ・ 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない場合
- ・ 建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合
- ・ 使用する材料の仕様が明示されていない場合
- ・ 図面に記載された寸法が間違っている場合 等

③設計図書の表示が明確でない。(第18条第1項第3号)

(例)

- ・ 図面の記載内容が読み取れない場合
- ・ 使用する材料の仕様(種類、強度等)が明確でない場合 等

④設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない。

(第18条第1項第4号)

(例)

- ・ 設計図書に明示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
- ・ 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合
- ・ 設計図書に明示された配管・配線等と実際の工事現場における配管・配線等が大きく異なる事実が判明した場合 等

⑤予期することのできない特別な状態が生じた。

(第18条第1項第5号)

(例)

- ・ 施工中に地中障害物を発見し、撤去が必要となった場合
- ・ 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- ・ 配管敷設のため掘削したところ、地下埋設物が発見され、迂回することが必要になった場合
- ・ 当初設計では想定し得なかった軟弱な地盤が確認された場合 等

(2) 契約約款第19条(設計図書の変更)に該当

発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合

(例)

- ・ 関係機関等調整の結果、施工範囲、施工期間、施工内容を変更する場合
- ・ 同時に施工する必要がある工種が判明し、追加する場合
- ・ 関係官公署等との協議より、施工内容の変更、工事の追加をする場合
- ・ 当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する場合
- ・ 使用材料を変更する場合
- ・ 関連工事の影響により施工条件が変わったため施工内容を変更する場合 等

(3) 契約約款第20条(工事の中止)に該当

受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合

発注者が、工事の一時中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を中止する場合

(例)

- ・ 設計図書に工事着手時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できないため工事を一時中止した場合
- ・ 関係官公署等の協議が未了のため、工事を一時中止した場合
- ・ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定されたため、工事を一部中止した場合
- ・ 受注者の責めによらないトラブル(地元調整等)が生じたため、工事を一時中止した場合
- ・ 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)ため、工事を一時中止した場合 等

(4) 契約約款第21条(受注者からの請求による工期延長)に該当

天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合

(例)

- ・ 天候不良の日が多く、工期の延長が生じた場合
- ・ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり工期の延長が生じた場合等

(5) 契約約款第22条(発注者からの請求による工期の短縮)に該当

特別な理由により工期を短縮する必要がある場合

(例)

- ・ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ・ 地元調整、関係機関調整などにより工期の短縮が必要な場合 等

4 設計変更ができない場合等

次の場合は、原則として設計変更ができないので留意すること。

- ① 契約約款に定められた所定の手続を経していない場合
- ② 書面(双方が合意したもの)によらないで施工した場合
- ③ 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と協議を行わず受注者が独自の判断で施工した場合
- ④ 発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合

※災害又は予測できない事態が発生した場合その他やむを得ないと認められる場合は、①～④にかかわらず設計変更ができるものとする。
(例) 契約約款第26条(臨機の措置)の適用がある場合 等

5 変更の指示・設計変更にあたっての留意事項

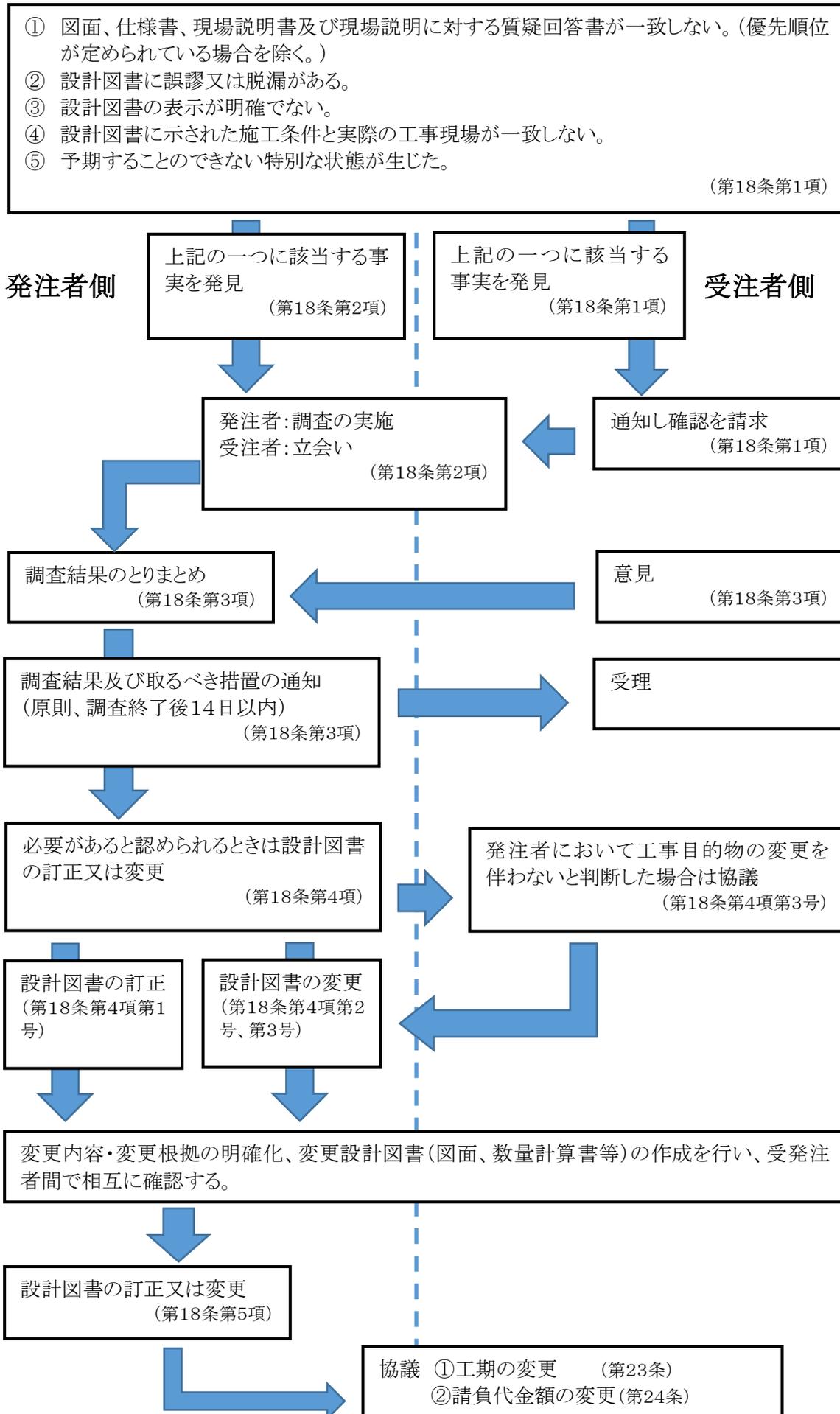
(1) 発注者の留意事項

- ・ 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行う。(契約約款第1条第5項)
- ・ 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行う。(契約約款第18条第2項)
- ・ 設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議の上、決定する。(契約約款第23条、第24条)

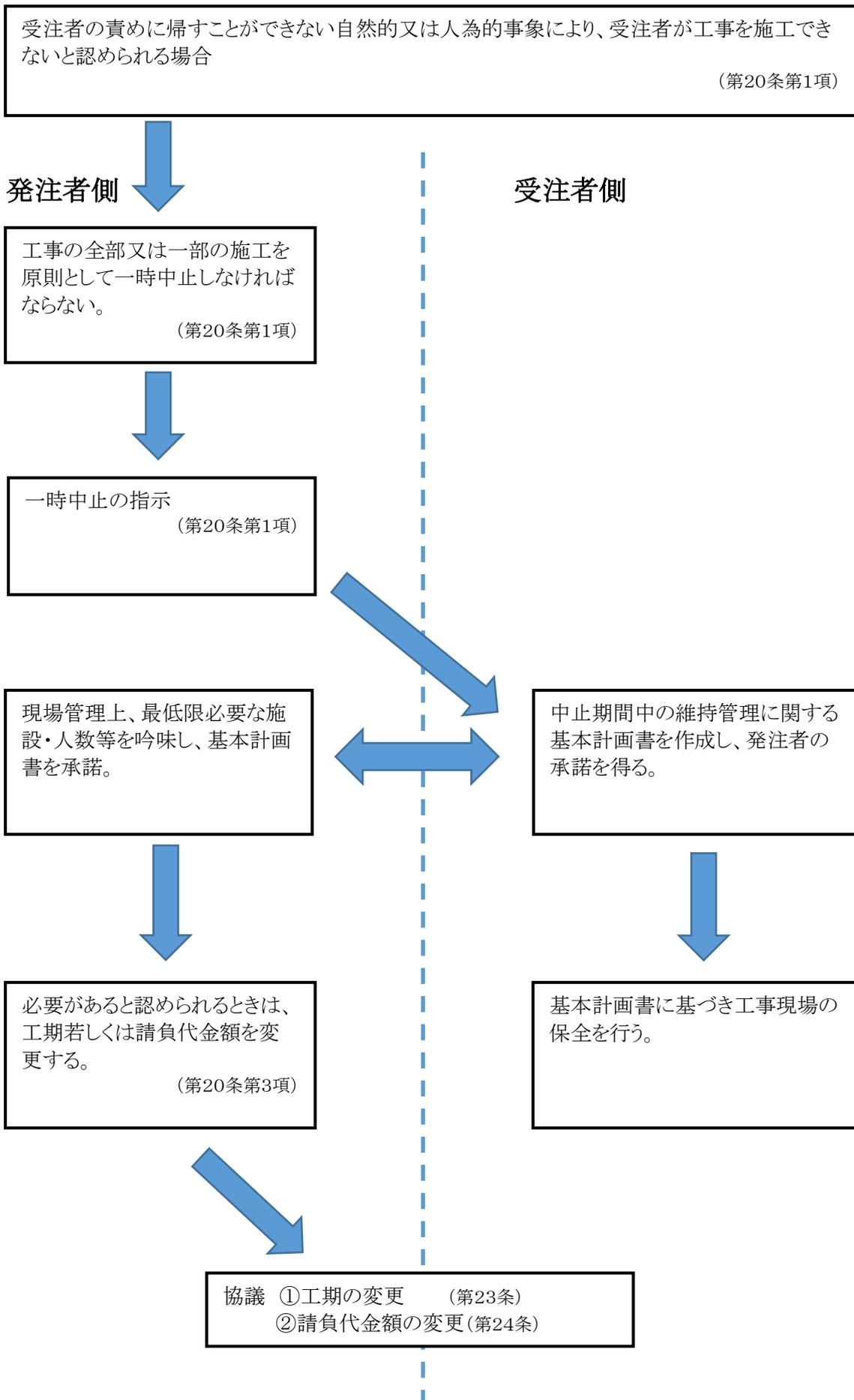
(2) 受注者の留意事項

- ・ 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに発注者に通知する。(契約約款第18条第1項)
- ・ 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する。(独自の判断で施工しない)

6 設計変更の手続き(契約約款第18条関係)



7 設計変更の手続き(契約約款第20条関係)



8 指定と任意の考え方

仮設、施工方法については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、特別の定めがある場合を除き受注者はその責任において定めることとされており、適切に扱う必要がある。

- ・ 指定については、工事目的物を施工するに当たり、設計図書で指定したとおり施工を行わなければならないものであり、設計変更の対象となる。
- ・ 任意については、工事目的物を施工するに当たり、受注者の責任において施工を行うものであり、原則として設計変更の対象とならない。ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。
- ・ 発注に当たっては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

	指定	任意
設計図書	仮設、施工方法等について具体的に明示する。(※1)	仮設、施工方法等について明示しない。(※2)
施工方法等の変更	変更するには発注者の指示又は承諾が必要である。	変更に当たり発注者の指示は必要でない。 (ただし、施工計画書等の修正は必要となる。)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象となる。	設計変更の対象とならない。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象となる。	設計変更の対象となる。

(例)指定とすべきもの

- ・ 一般交通に供する仮設構造物
- ・ 関係官公署との協議により制約条件がある施工条件
- ・ 特許工法又は特殊工法
- ・ その他、第三者に特に配慮する必要がある施工方法等

(例)任意における不適切な対応

- ・ ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- ・ 標準歩掛りではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- ・ 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

※1 発注者は、指定にあたっては、数量、工種及び施工名称等を設計図書に明示する。

※2 入札時において参考のため、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。